

兵庫県公報

平成23年4月15日 金曜日 第2278号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う相生市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	1
○ 市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 平成23年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（薬剤防除・知事命令）（豊かな森づくり課）	2
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（平成23年近畿地方整備局告示第99号）（道路街路課）	3
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第100号）（同）	3
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第101号）（同）	4
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第102号）（同）	4
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第103号）（同）	5
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第104号）（同）	5
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第105号）（同）	6
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第106号）（同）	6
○ 同 上（平成23年近畿地方整備局告示第107号）（同）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	8
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	10

告 示

兵庫県告示第466号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、相生市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、相生市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
垣内町	601の1の一部 601の2 601の3の一部	大石町
本郷町	1473の2の一部 1485の一部 1486の一部 1487 1488の一部	
双葉1丁目	553の2 592の2 592の3 592の6 593の1	
栄町	1078の1の一部 1079の1の一部 1081の2の一部 1081の3の一部	本郷町
陸本町	1313の一部 1314の一部 1316の1の一部 1316の2 1403の一部 1404の一部 1404の1の一部 1405の1の一部 1426の1の一部 1426の2の一部 1427の1の一部 1427の3の一部 1489	

	の1の一部 1489の2の一部	
栄町	1081の1から1081の3までの各一部 1081の4 1081の6の一部 1081の8の一部 1085の1から1085の5までの各一部 1086の1 から1086の5まで 1087の一部 1087の1	陸本町
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。 また、大石町614の3の地先の水路である国有地の一部は、陸本町に編入する。 また、大石町643の4、643の5、646の3、650の7から650の10まで、651の2、651の4の地先の水路である国有地の一部は、本郷町に編入する。</p>		

備考 地番は、平成23年1月11日現在の地番である。



兵庫県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
淡路市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	東桃川地区	平成23年4月15日から 同 年5月6日まで	淡路市役所



兵庫県告示第468号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、神崎郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

ア 1 (1)アの区域

平成23年5月26日から同年7月5日まで

イ 1 (1)イの区域

平成23年5月26日から同年6月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1 (1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理す

る者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 1(1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書とその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第99号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画都市高速鉄道事業
都市高速鉄道山陽電気鉄道本線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成14年3月25日から平成29年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第100号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.2.1号国道線東
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第101号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.5.515号西新町線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第102号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.5.516号川西線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年4月1日から平成29年3月31日まで

- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第103号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 503号林崎線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第104号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
7. 6. 502号山陽電鉄側道4号線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第105号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
7. 6. 505号山陽電鉄側道5号線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第106号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
7. 6. 506号山陽電鉄側道6号線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成23年近畿地方整備局告示第107号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
8. 7. 500号山陽電鉄側道11号線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成14年3月25日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 4月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表加古川市の項中

「

医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市別府町新野辺 1429-10
加古川市民病院	同 市米田町平津 384-1

」

を

「

医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市別府町新野辺 1429-10
-------------------	-------------------

」

に改め、

「

財団法人 甲南病院 加古川病院	同 市神野町西条 1545-1
神鋼加古川病院	同 市平岡町一色 797-295

」

を

「

財団法人 甲南病院 加古川病院	同 市神野町西条 1545-1
-----------------	-----------------

」

に改め、

「

介護老人保健施設 緑寿苑	同 市平岡町新在家 1197-3
--------------	------------------

」

を
「

介護老人保健施設 緑寿苑	同 市平岡町新在家 1197-3
地方独立行政法人 加古川市民病院機構 加古川東市民病院	同 市平岡町一色 797-295
地方独立行政法人 加古川市民病院機構 加古川西市民病院	同 市米田町平津 384-1

に改め、同表宝塚市の項中

「

医療法人 尚和会 宝塚第一病院	同 市向月町19-5
医療法人 久信会 安倉病院	同 市安倉中4丁目1-15

を
「

医療法人 尚和会 宝塚第一病院	同 市向月町19-5
-----------------	------------

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

リハビリターベル六甲	同 市北区山田町小部字向井谷1-1
------------	-------------------

を
「

リハビリターベル六甲	同 市北区山田町小部字向井谷1-1
さつき園「あきの荘」	同 市北区山田町小部字杉の木3番地の2

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 4月15日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務1級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成23年 7月23日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

4 受検資格

兵庫県内に住所地を有する者又は兵庫県内の営業所に属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成23年4月22日（金）から同年7月8日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

- ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署の生活安全課
- イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(3) 提出書類

- ア 検定申請書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面1通
 - (8) 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面1通
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記4の(1)に該当する者にあつては、次に掲げる書面
 - a 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し1通
 - b 雑踏警備業務2級に係る合格証明書の交付を受けた後、1年以上雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者が作成した警備業務従事証明書1通
 - (8) 前記4の(2)に該当する者にあつては、都道府県公安委員会の交付に係る1級検定受検資格認定書の写し1通
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

- ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年4月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 平成23年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア レギュラーガソリン	予定数量	1,037千リットル
イ ハイオクガソリン	予定数量	764千リットル
ウ 軽油	予定数量	70千リットル
- (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- (3) 落札者を決定した日
平成23年2月28日
- (4) 落札者の名称及び住所
伊丹産業株式会社 伊丹市中央5-5-10
- (5) 落札金額（消費税額を除く。）

ア レギュラーガソリン	1リットル	125円00銭
イ ハイオクガソリン	1リットル	135円00銭
ウ 軽油	1リットル	107円60銭
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 入札公告をした日
平成23年1月18日

2 平成23年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びにタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア タイヤ	予定数量	4,400本
イ チューブ	予定数量	430本
ウ タイヤ組替え（普通車）	予定数量	1,900本
エ タイヤ組替え（大型車）	予定数量	170本
オ パンク修理	予定数量	100本
- (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- (3) 落札者を決定した日
平成23年2月28日
- (4) 落札者の名称及び住所
株式会社福井タイヤ商会 姫路営業所 姫路市元塩町102
- (5) 落札金額（消費税額を除く。）
別紙のとおり
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 入札公告をした日
平成23年1月18日

別紙

平成23年度契約タイヤ及びチューブ種別等一覧表

ア タイヤ

番号	種 別			単価(円)
	対象車種等	サ イ ズ		
1	乗用車	T/L	145/80R13	4,880
2	乗用車	T/L	155/80R13	5,350
3	乗用車	T/L	165/80R13	5,580
4	乗用車	T/L	165/80R14	6,120
5	乗用車	T/L	185/80R14	7,110
6	乗用車	T/L	195/80R14	7,650
7	乗用車	T/L	155/70R13	5,180
8	乗用車	T/L	165/70R13	5,180
9	乗用車	T/L	175/70R13	5,700
10	乗用車	T/L	165/70R14	5,700
11	乗用車	T/L	175/70R14	6,120
12	乗用車	T/L	185/70R14	6,530
13	乗用車	T/L	195/70R14	7,110
14	乗用車	T/L	205/70R14	7,700
15	乗用車	T/L	205/70R15	8,170
16	乗用車	T/L	175/65R14	6,290
17	乗用車	T/L	185/65R14	6,760
18	乗用車	T/L	195/65R14	7,300
19	乗用車	T/L	165/65R15	6,290
20	乗用車	T/L	175/65R15	6,760
21	乗用車	T/L	185/65R15	7,300
22	乗用車	T/L	195/65R15	8,000
23	乗用車	T/L	205/65R15	8,590
24	乗用車	T/L	215/65R15	9,180
25	乗用車	T/L	205/65R16	9,530
26	乗用車	T/L	215/65R16	10,410
27	乗用車	T/L	165/60R14	7,110
28	乗用車	T/L	195/60R15	8,170
29	乗用車	T/L	205/60R15	8,640
30	乗用車	T/L	215/60R16	10,000
31	乗用車	T/L	215/60R17	10,940
32	乗用車	T/L	195/55R15	8,060
33	乗用車	T/L	205/55R16	10,120
34	乗用車	T/L	215/55R17	11,060
35	乗用車	T/L	225/55R17	11,700
36	乗用車	T/L	205/50R16	10,060
37	乗用車	T/L	225/50R17	13,180
38	乗用車	T/L	215/45R17	13,610
39	クロカン	T/L	225/80R15 (4WD)	12,200
40	クロカン	T/L	235/70R16 (4WD)	13,140
41	クロカン	T/L	275/70R16 (4WD)	14,790
42	バン・小型トラック	T/L	195/70R15 106/104L	11,190
43	バン・小型トラック	T/L	215/70R15 107/105L	12,080
44	バン・小型トラック	T/L	205/80R17.5 120/118L	14,020
45	バン・小型トラック	T/L	195/85R16 114/112L	12,900
46	バン・小型トラック	T/L	145R12-6P	4,940
47	バン・小型トラック	T/L	145R13-6P	5,470
48	バン・小型トラック	T/L	155R12-8P	5,940
49	バン・小型トラック	T/L	155R13-8P	6,240
50	バン・小型トラック	T/L	165R13-8P	6,640
51	バン・小型トラック	T/L	165R14-8P	7,230
52	バン・小型トラック	T/L	185R14-6P	7,700
53	バン・小型トラック	T/L	185R14-8P	8,000
54	バン・小型トラック	T/L	195R14-8P	9,060
55	バン・小型トラック	T/L	195/80R15 107/105L	10,310

番号	種 別			単価(円)
	対象車種等	サ イ ズ		
56	バン・小型トラック	T/L	205/85R16 117/115L	13,370
57	バン・小型トラック	T/L	215/80R15 112/110L	11,430
58	バン・小型トラック	T/T	700R15-12P	12,250
59	バン・小型トラック	T/T	700R16-12P	12,430
60	バン・小型トラック	T/T	750R16-10P	12,550
61	バス・トラック	T/T	750R18-14P	34,400
62	バス・トラック	T/T	750R20-12P	35,300
63	バス・トラック	T/T	825R16-14P	29,090
64	バス・トラック	T/L	225/80R17.5 123/122L	26,660
65	バス・トラック	T/L	225/90R17.5 127/125L	29,990
66	バス・トラック	T/L	245/70R19.5 136/134J	33,680
67	バス・トラック	T/L	9R19.5-14P	35,750
68	バス・トラック	T/L	11R22.5-16P	41,150
69	二輪	T/L	120/70ZR17	18,990
70	二輪	T/L	180/55ZR17	24,360
71	二輪	T/L	120/60ZR17	17,210
72	二輪	T/L	160/60ZR17	23,340
73	二輪	T/L	110/70-17	12,260
74	二輪	T/L	140/70-17	14,510
75	二輪	T/L	275/14-35P	7,900
76	二輪	T/L	275/14-41P	8,250
77	二輪	T/L	350/10-51J	7,490
78	二輪	T/L	100/90-10-56J	7,600
79	二輪	T/L	110/70-12	7,290
80	二輪	T/L	120/70-12	7,620
81	二輪	T/L	90/90-10H	7,100
82	二輪	T/L	110/90-13	8,380
83	二輪	T/L	120/80-18	12,940
84	二輪	T/L	140/70-13	8,380
85	二輪	T/T	225/17-4P	5,650
86	二輪	T/T	250/17-4P	6,500
87	二輪	T/T	250/17-6P	6,630
88	二輪	T/T	300/16-4P	6,700
89	二輪	T/L	300/10-42J	6,020
90	二輪	T/L	275/21-45P (4PR)	10,870
91	乗用車	T/L	215/60R16 (速度記号H以上)	10,000
92	乗用車	T/L	205/60R15 (速度記号H以上)	8,640

イ チューブ

番号	サ イ ズ	単価(円)
93	225-17	770
94	250-17	770
95	300-16	820
96	700-15	2,900
97	700-16	2,980
98	750-16	3,170
99	750-18	3,040
100	750-20	3,040
101	825-16	4,860

ウ タイヤ交換及びパンク修理

番号	内 容	種 別	単価(円)
102	組 替 え	普通車	1,650
103	組 替 え	大型車(前輪)	6,200
104	組 替 え	大型車(後輪)	2,600
105	パンク修理	普通車	2,000

(注) (1) 「対象車種等」欄の「T/L」はチューブレスタイヤを、「T/T」はチューブタイヤをそれぞれ示す。
 (2) 単価は1本当たりとし、作業工賃を含み消費税相当額を除く。